

道路特定財源の確保に関する意見書

道路は、道民生活や経済・社会活動を支える最も基礎的な社会資本であり、とりわけ人や物の移動の多くを自動車交通に依存している地方にとって、豊かで安心して暮らせる地域社会の形成を図るため、道路整備の重要性、必要性は一層増大してきている。

特に、北海道にあっては、広大な面積を有していることから広域分散型社会が形成され、生活圏はもとより地域間の移動には、長い距離と多くの時間を要し、高規格幹線道路から道民生活に最も密着した市町村道に至るまで、北海道の道路網の整備は道民が長年にわたり熱望してきているところであり、防災対策や救急医療など生活道路の確保などの面においても、まだまだ道路の整備は不十分であるほか、除雪などの維持管理業務や老朽化を迎える橋梁など、今後の維持更新費用の増大が見込まれている。

このような中、道内地方公共団体においては、毎年、道路特定財源のほか多くの一般財源を投入し、道路の整備や維持管理を行っているところである。

よって、国においては、地方の実情を十分に理解し、道路特定財源の安定的な確保と真に必要な道路、とりわけ遅れている地方の道路整備を着実に進めるため次の事項について、強く要望する。

記

- 1 .道路特定財源については、平成 2 0 年度以降も、現行の税率水準を維持し、道路整備に必要な予算を確保すること。
- 2 .地域の道路整備の推進に必要な地方道路整備臨時交付金制度を継続するとともに地方への配分割合を高め、道路整備財源の充実に努めること。

以上、地方自治法第 9 9 条の規定により意見書を提出する。

平成 2 0 年 1 月 1 7 日

上砂川町議会議長 貝 沼 宏 幸

提出先 衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 総務大臣 財務大臣
国土交通大臣